

○ 嬉野市ホームページのリンク掲載の取扱基準

平成19年2月19日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、嬉野市の行政情報、観光情報、企業情報等を広く紹介するために、嬉野市が管理するホームページ(以下「市ホームページ」という。)にリンク掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「リンク掲載」とは、市ホームページの特定ページ(市内事業所・その他のページ)から連結できる仕組みをいう。

(基準)

第3条 リンク掲載の許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、市ホームページとしての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、申請者のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものはリンク掲載の許可をしないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷及び排斥するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業、及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) リンク掲載者の所在がはっきりしないとき
- (10) 個人のホームページであるもの
- (11) 申請者のホームページの内容が市として適当でないと認めるもの

(リンク掲載)

第4条 リンク掲載の位置等については、次のとおりとする。

- (1) リンク掲載の位置は、市ホームページの「市内事業所・その他」のページとする。
- (2) リンクする掲載の種類は、文字のみとする。ただし、閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがあるときは、掲載できないものとする。
- (3) リンクする掲載の文字数は、最大20文字とする。絵文字等の使用は禁止する。

(リンク掲載の申込み)

第5条 申請者は、嬉野市ホームページリンク掲載依頼申請書(様式第1号。以下「掲載依頼申請書」という。)を提出しなければならない。

(リンク掲載の許可)

第6条 申請者から市へ掲載依頼申請書の提出があった場合は、第3条の基準に基づく審査を経て、掲載の適否を決定する。
2 前項のリンク掲載依頼申請書を受理し、適当と認めるときは、嬉野市ホームページリンク掲載許可書(様式第2号)を交付する。

(リンク掲載期間及び継続)

第7条 リンク掲載する期間は、5年とする。ただし、既に市ホームページのリンク掲載の許可を受けているもの(以下「リンク掲載者」という。)で、5年を超えてリンク掲載を継続しようとするものは、掲載期限の1箇月前までに、掲載依頼申請書を提出し、第3条の基準に基づく審査で適当と認められる場合は、更に5年間継続することができるものとする。

(リンク掲載の削除)

第8条 市が次の各号のいずれかに該当する場合には、嬉野市ホームページリンク掲載削除通知書(様式第3号)をリンク掲載者に通知し、直ちに掲載を削除することができる。

- (1) リンク掲載者のホームページが無くなったとき。
- (2) 第3条の基準に該当すると判断したとき。
- (3) 第7条の掲載期間が経過したとき。
- (4) 嬉野市ホームページリンク掲載削除依頼書(様式第4号)によりリンク掲載の削除依頼があったとき。
- (5) リンク掲載者のホームページが市として適当でないと判断したとき。

(掲載料)

第9条 リンク掲載の費用については、無料とする。

(免責事項)

第10条 リンクされなかったこと、またリンクされたホームページによって発生したいかなる不利益に関しても、市は一切責任を負わないものとし、また、リンクされたホームページにおける著作権、責任等は、各ホームページの管理者に帰属するものとし、市は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、リンク掲載の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

嬉野市長

様

事業所名
所在地
代表者氏名
電話番号

印

嬉野市ホームページリンク掲載依頼申請書

嬉野市が管理しているホームページに、下記誓約事項を遵守し、リンク掲載することを許可くださるよう申請します。

記

区 分	新 規 ・ 継 続
事 業 の 種 類	
ホームページ管理者名 管理者メールアドレス	
ホームページアドレス	http://
リ ン ク 掲 載 文 字	
許 可 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (5年間)
誓 約 事 項	(1) リンク掲載したことによるトラブルについては、市に一切の御迷惑をおかけしません。 (2) 第三者からのクレーム等が発生したときは、誠意ある態度で責任をもって処理します。 (3) 市からリンク及び掲載を削除する旨の通知があったときは、直ちに承諾します。